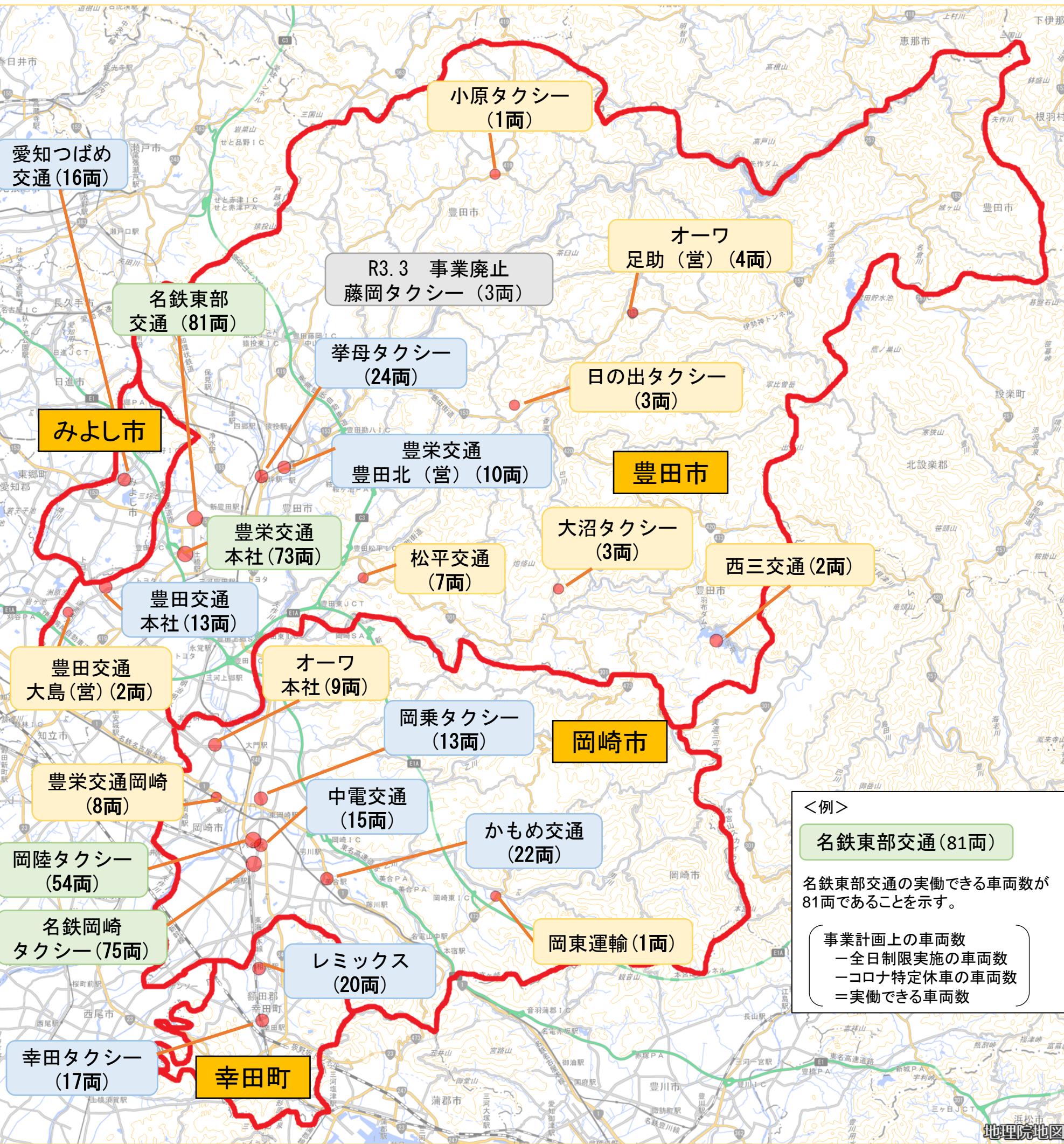


営業所ごとの車両数について

「準特定地域における営業方法の全日制限」による車両の抹消や「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」の制度の活用により、事業計画上の車両数と実際に稼働できる車両数が異なっていることがあります。営業所毎の稼働可能車両数は以下のとおりです。



<例>
名鉄東部交通(81両)
 名鉄東部交通の実働できる車両数が81両であることを示す。
 (事業計画上の車両数
 - 全日制限実施の車両数
 - コロナ特定休車の車両数
 = 実働できる車両数)

豊栄交通と豊田中央タクシーは、R4. 4. 1に合併予定

(車両数等については、豊栄交通・豊田中央交通を除きR4. 2末時点のもの)

